

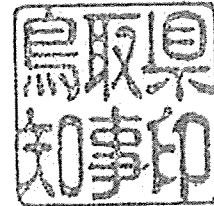


## 廃棄物処理施設の設置に係る事業者及び関係住民の意見の調整結果

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号。以下「条例」という。）第17条第2項の規定に基づき、下記1の事業計画について事業者と関係住民の意見調整を行った結果は、鳥取県廃棄物審議会からの意見聴取結果を踏まえ、下記2のとおり条例第18条第1項第3号に規定する「意見の調整を終結するとき」に該当するものと判断する。

令和元年5月31日

鳥取県知事 平井 伸治



記

### 1 事業計画の概要

#### (1) 事業者

米子市明治町105番地 アイシーエスビル2階  
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 理事長 瀧山 親則

#### (2) 産業廃棄物処理施設の設置場所

米子市淀江町小波434-102番地 外35筆

#### (3) 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物管理型最終処分場

### 2 意見の調整結果

事業者の対応が十分と認められ、かつ、条例第19条第2号に規定する「関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき」又は同条第3号に規定する「事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき」に該当することから、条例第18条第1項第3号に規定する「意見の調整を終結するとき」に該当する。

#### 【問合せ先】

鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県生活環境部循環型社会推進課  
電話：0857-26-7681